

2010年8月12日
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用
させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略
並びにコンピュータ処理について（答申）

2010年7月27日付けで諮問（第443号）された固定資産の評価及び価格
の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴
う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定に目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

環境部環境事業センターから条例第12条第1項第4号の規定に基づき、平成24年度から新たに資源品目別戸別収集を全市域で実施し、また、それに先立ち平成23年度から市域10%区域のモデル地区で実施するに当たり、集積

場所の指定のない集合住宅等の集積場所を指定し、届け出をしてもらう必要から、土地及び家屋の所有者の氏名及び住所について、目的外利用の依頼が資産税課になされた。

(2) 目的外に個人情報を利用させる必要性について

地方税法において、土地及び家屋の価格等の縦覧について、他の土地又は家屋との比較ができることが第416条に規定されている。また、土地及び家屋の所有者の氏名や住所については、登記所で申請により特定ができる。このたびの、環境事業センターからの依頼は、全市域で約8,000件（平成23年度モデル地区で約1,500件）という膨大な数量で、登記所での申請による調べでは相当の煩雑さが伴い、資産税課へのコンピュータ打ち出しによる紙ベースでの依頼となったものである。

資源品目別戸別収集を開始するについては、集合住宅等にごみの集積場所を設置することが不可欠であり、集合住宅等の所有者に設置する義務が生じ、資産税課から集合住宅等の土地及び家屋の所有者の情報を環境事業センターに目的外に利用させる以外に知りうる他の手段がなく、本人に不利益を与えるものではないことから、目的外に利用させる必要があると考えるものである。

(3) 目的外に利用させる個人情報

資産税課が管理する土地及び家屋の課税台帳のうち、環境事業センターから依頼された「集積場所の指定のない集合住宅等の土地・家屋所有者の氏名及び住所」で、全市域約8,000件（平成23年度モデル地区約1,500件）

(4) 個人情報を利用させる方法

全市域の約8,000件（平成23年度モデル地区の約1,500件）の住所及び氏名を資産税課でリスト作成し、紙ベースで環境事業センターに提供する。

(5) 目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

資産税課が所有する土地及び家屋課税台帳に係わる個人情報を目的外に環境事業センターに利用させる目的は、本市の重要な環境施策に資することであり、地域住民の生活上の利益に叶うものとする。また、通知すべき相手が多数で、目的外のために利用させる管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるので、通知を省略したい。なお、環境事業センターでは、自己情報のコントロール権を保障する趣旨から、事前に広報紙等で集合住宅等の集積場所確保に伴う本人以外からの所有者の個人情報の収集及び目的外に利用することについて、周知を図ることとしている。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

資源品目別戸別収集の開始に伴う集積場所のない集合住宅等が、全市域で約8,000件（平成23年度モデル地区約1,500件）と多く、コンピュータを利用することにより、より簡便に効率よく執行できる。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

①土地家屋所在地番 ②土地家屋所有者氏名 ③土地家屋所有者住所

ウ 安全対策

上記の処理については、すべてIT推進課のコンピュータで行うものであり、磁気媒体等で所有するものではなく、紙ベースによるものである。なお、コンピュータ処理により抽出、作成されたデータについては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき適正に管理し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(6) 実施時期

2011年4月以降予定

なお、モデル地区については、2010年10月1日予定

(7) 提出資料

ア 資料1 個人情報取扱事務届出書

イ 資料2 システムの構成図

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させることについて

実施機関では、資源品目別戸別収集の開始に当たっては、集合住宅等にごみの集積場所を設置することが不可欠であり、集合住宅等の所有者に設置する義務が生じ、実施機関から集合住宅等の土地及び家屋の所有者の情報を環境事業センターに目的外に利用させる以外に知りうる他の手段がなく、本人に不利益を与えるものではないとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させるに伴う本人通知の省略について

実施機関では、通知すべき相手が多数で、目的外のために利用させる管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわるとのことである。

なお、環境事業センターでは、自己情報のコントロール権を保障する趣旨から、事前に広報紙等で、集合住宅等の集積場所確保に伴う本人以外からの所有者の個人情報の収集及び目的外に利用することについて、周知を図るとのこと

である。

以上のことから判断すると、個人情報をも目的外に利用することに伴う本人通知を省略する必要性が認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、資源品目別戸別収集の開始に伴う集積場所のない集合住宅等が、全市域で約8,000件（平成23年度モデル地区約1,500件）と多く、コンピュータを利用することにより、より簡便に効率よく執行できるとのことである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

アの処理については、すべてIT推進課のコンピュータで行うものであり、磁気媒体等で所有するものではなく、紙ベースによるとのことである。

また、実施機関では、コンピュータ処理により抽出、作成されたデータについては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき適正に管理し、個人情報の保護及び安全の確保に努めるとのことである。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上